

令和5年海津市議会第2回定例会

◎議事日程(第4号)

令和5年6月19日(月曜日)午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第77号 令和5年度海津市一般会計補正予算(第2号)
- 日程第3 議案第78号 令和5年度海津市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第4 議案第79号 海津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び海津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第80号 海津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び海津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第81号 海津市市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第82号 海津市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 発議第2号 海津市議会議員の請負の状況の公表に関する条例について
- 追加日程第1 議案第85号 財産の取得について
- 追加日程第2 議案第86号 財産の取得について
-

◎出席議員(15名)

1番	古川理沙君	2番	片野治樹君
3番	北村富男君	4番	小粥努君
5番	里雄淳意君	6番	橋本武夫君
7番	二ノ宮一貴君	8番	伊藤久恵君
9番	浅井まゆみ君	10番	松岡唯史君
11番	藤田敏彦君	12番	川瀬厚美君
13番	服部寿君	14番	水谷武博君
15番	伊藤誠君		

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市長	横川真澄君	副市長	大江雅彦君
教育長	服部公彦君	総務部長併 選挙管理委員会 事務局書記長	大橋隆幸君
総務部参事 未来創生マネージャー	柴澤亮君	総務部参事 情報統括責任者(CIO) 補佐官	子安弘樹君
市民環境部長	近藤三喜夫君	健康福祉部長	近藤康成君
産業経済部長併 農業委員会 事務局局長	安立文浩君	産業経済部次長 (企業誘致担当)	菱田登君
建設水道部長	中村勝豊君	会計管理者兼 会計課長事務取扱	丹羽雅也君
教育委員会 事務局局長	後藤政樹君	消防長	伊藤求君
総務部総務課長併 選挙管理委員会 事務局書記次長	伊藤聡君	総務部 企画財政課長	山崎賢二君

◎本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	佐野正美	議会事務局 議会総務課長兼 議会総務係長兼 議会事務調査係長	中島浩子
議会事務局 議会総務課主任	片野征臣		

◎開議宣告

○議長（伊藤 誠君） 定刻でございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

（午前9時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（伊藤 誠君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において9番 浅井まゆみ君、10番 松岡唯史君を指名します。

◎議案第77号 令和5年度海津市一般会計補正予算（第2号）から議案第82号 海津市火災予防条例の一部を改正する条例についてまで

○議長（伊藤 誠君） 次に、日程第2、議案第77号から日程第7、議案第82号までの6議案を一括議題といたします。

さきに各常任委員会に審査が付託してありますので、ただいまより各委員長に審査結果の報告を求めます。

最初に、総務産業建設委員長 二ノ宮一貴君。

〔総務産業建設委員長 二ノ宮一貴君 登壇〕

○総務産業建設委員長（二ノ宮一貴君） では、報告させていただきます。

海津市議会議長 伊藤誠様、令和5年6月16日、総務産業建設委員会委員長 二ノ宮一貴。委員会審査報告書。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第109条の規定により報告します。

議案番号、件名、結果の順に報告させていただきます。

議案第77号 令和5年度海津市一般会計補正予算（第2号）のうち本委員会の所管に属する事項、可決すべきもの。議案第81号 海津市市営住宅条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第82号 海津市火災予防条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。

審査の経過を申し上げます。

ただいま報告しました3案件は、全て全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しましたことを併せて御報告いたします。

また、主な質疑として、議案第77号 令和5年度海津市一般会計補正予算（第2号）のう

ち本委員会の所管に属する事項の関係で、斎苑管理費、屋根修繕工事の詳細について質疑があり、ガルバリウム工法により施工された天昇苑の屋根が経年劣化により雨漏りが生じているため修繕するもの。今後は建物を定期的に点検し、維持管理に努め、予防保全をしていく旨の答弁がありました。

商工業振興費、商工振興事業補助金の関係で、プレミアム付商品券発行事業の申込み・引換期間の詳細についての質疑があり、毎年商工会にて発行しているもので、プレミアム率を10%から20%に引き上げ、発行額を1億円から2億円に拡大する。販売時期等は、実施主体である商工会にて計画されており、今後、商工会と連携を取りながら検討していく旨の答弁がありました。

畜産業費、飼料価格高騰対策支援事業補助金の詳細についての質疑があり、市内の畜産農家を対象に、令和5年度4月から6月までの3か月分の配合飼料価格安定基金の契約数量に対して、トン当たり3,000円を助成するもので、対象事業所件数は、肥育・酪農14件、養鶏5件、養豚1件の合計20件である旨の答弁がありました。

議案第82号 海津市火災予防条例の一部を改正する条例についての関係で、健康増進法や一部改正の経緯等の詳細についての質疑があり、急速充電設備の高出力のニーズが高まったことを受け、消防庁において、全出力20キロワットを超えるものに対して火気の対象設備とすることとなったため。また、健康増進法との関係では、標識が重複しているため、火災予防条例にある標識を削除する旨の答弁がありました。以上でございます。

○議長（伊藤 誠君） 続きまして、文教福祉委員長 伊藤久恵君。

〔文教福祉委員長 伊藤久恵君 登壇〕

○文教福祉委員長（伊藤久恵君） 報告させていただきます。

海津市議会議長 伊藤誠様、令和5年6月16日、文教福祉委員会委員長 伊藤久恵。
委員会審査報告書。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

議案番号、件名、結果の順に報告させていただきます。

議案第77号 令和5年度海津市一般会計補正予算（第2号）のうち本委員会の所管に属する事項、可決すべきもの。議案第78号 令和5年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、可決すべきもの。議案第79号 海津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び海津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第80号 海津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び海津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。

の。

審査の経過を申し上げます。

ただいま報告しました4案件は、全て全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しましたことを併せて報告します。

また、主な質疑として、議案第77号 令和5年度海津市一般会計補正予算（第2号）のうち本委員会の所管に属する事項の関係で、児童福祉総務費、システム導入委託料についての質疑があり、高等学校就学準備等支援金事業を実施するために現在の福祉情報システムを改修し、就学準備金として、生徒1人当たり3万円を円滑に交付するためのものである旨の答弁がありました。

保育園費、医療的ケア児保育支援事業費補助金についての質疑があり、医療的ケアが必要な児童を受け入れる私立認定こども園が新たに看護師を配置したことに伴う人件費分を補助する旨の答弁がありました。

文化振興費、清流の国ぎふ文化祭2024実行委員会負担金の内容の詳細についての質疑があり、本年7月に設立予定の実行委員会へ負担するもので、令和6年開催の国民文化祭に向けて音楽隊を結成し、かいづっち合唱団と共演する予定である。それに係る経費を負担する旨の答弁がありました。

議案第78号 令和5年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の関係で、一般管理費の封入作業等委託料の関係で、マイナンバーカードと健康保険証一体化周知広報事業について、市内の医療機関へカードリーダーの導入促進の周知も併せて実施されるのかについての質疑があり、今回の補正では、市民の方へ周知をするもので、医療機関への周知は含まれていない旨の答弁がありました。以上でございます。

○議長（伊藤 誠君） 各委員長の報告が終わりました。

それでは、各委員長の報告に対する質疑を行います。

初めに、総務産業建設委員会付託案件の質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、文教福祉委員会付託案件の質疑を許可します。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。

初めに、議案第77号 令和5年度海津市一般会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第77号を採決します。

お諮りします。議案第77号については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第77号 令和5年度海津市一般会計補正予算（第2号）については、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第78号 令和5年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可します。

10番 松岡唯史君。

[10番 松岡唯史君 登壇]

○10番（松岡唯史君） 議案第78号 令和5年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

私は、本議案について反対をします。

理由としましては、大変問題の多いマイナンバーカードの健康保険証利用につきまして、これを促進するための補正予算であるためです。

確かに今月2日、来年秋の健康保険証廃止に向けて、マイナ保険証を国民に強要する「改定マイナンバー法」が国会で可決・成立しました。しかし、日本共産党はこの法案に反対をしており、その理由としまして、暗証番号があるマイナ保険証を保管するのは、介護施設等にとってこれまで以上の負担となることや、施設入居者のマイナ保険証申請を誰が行うのかなどの具体的な方策がなく、訪問・在宅医療・高齢独居の方の申請・管理も未解決であること。顔認証がエラーになったり、暗証番号入力が困難になるというように、障がい者の方も困難に直面するなど、高齢者や障がい者などの最も弱い立場にある人を取り残すものであるからです。また、この法律は、「保険証一枚で誰もが医療を受けられる国民皆保険制度の崩壊につながるもの」であるとも言えるからです。

開業医の63%が加入をします保団連の調査では、オンライン資格確認で「トラブルがあった」と回答した医療機関が6割にも上り、トラブル対応として最も多かったのは、「健康保険証で確認した」というものだったとのことでありまして、「保険証が廃止されたら、患者の窓口負担10割となるケースが増えることは避けられない」と考えられます。

その上、マイナ保険証では、他人の医療情報がひもづけられる誤登録が約7,300件発覚し

ており、命に関わる危険のある大問題だと指摘しなければなりません。医療団体などによりますと、誤登録が今後も繰り返されるおそれがあるとしておりまして、体制が不十分なままマイナ保険証を推進することは、大変危険であると言えます。

今月4日に報じられましたJNNの世論調査では、「マイナンバーの活用に不安を感じる」との回答が72%を占め、朝日新聞が5月に行った世論調査では、「保険証との一体化」に55%が反対をしております。

私は、多くの問題点やトラブルを抱えるマイナ保険証の運用をやめ、問題点の究明、そしてシステムの根本的な見直しを図ることが必要であり、本市としましては、こうした状況下にあるマイナ保険証を促進すべきではないと考え、本補正予算案に反対をします。

○議長（伊藤 誠君） 賛成討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） そのほか討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第78号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものです。

本案を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤 誠君） 着座願います。

議員総数14名、起立者12名、起立多数です。よって、議案第78号 令和5年度海津市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

続きまして、議案第79号 海津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び海津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第79号を採決します。

お諮りします。議案第79号については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第79号 海津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び海津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第80号 海津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び海津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第80号を採決します。

お諮りします。議案第80号については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第80号 海津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び海津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第81号 海津市市営住宅条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第81号を採決します。

お諮りします。議案第81号については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第81号 海津市市営住宅条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第82号 海津市火災予防条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第82号を採決します。

お諮りします。議案第82号については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第82号 海津市火災予防条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

（午前9時19分）

○議長（伊藤 誠君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前9時20分）

○議長（伊藤 誠君） お諮りします。ただいま市長から、議案第85号 財産の取得について及び議案第86号 財産の取得についての2議案が提出されました。

議案第85号 財産の取得についてを日程に追加し、追加日程第1とし、議案第86号 財産の取得についてを日程に追加し、追加日程第2として、直ちに2議案を議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第85号 財産の取得についてを日程に追加し、追加日程第1とし、議案第86号 財産の取得についてを日程に追加し、追加日程第2として、2議案を一括議題といたします。

それでは事務局、議案の配付をお願いします。

〔追加議事日程の配付〕

◎議案第85号 財産の取得について及び議案第86号 財産の取得について

○議長（伊藤 誠君） 市長より提案理由の説明を求めます。

市長 横川真澄君。

〔市長 横川真澄君 登壇〕

○市長（横川真澄君） ただいま追加提出いたしました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

議案第85号の財産の取得につきましては、岐阜市金園町3丁目25番地、株式会社ウスイ消防から水槽付消防ポンプ車を8,107万円で購入するもので、海津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第86号の財産の取得につきましては、同じく岐阜市金園町3丁目25番地、株式会社ウスイ消防から、消防団車両として使用するポンプ付自動車及び軽デッキバン自動車を3,267万円で購入するもので、海津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提出いたしました議案につきまして提案理由を申し上げます。

何とぞよろしく御審議いただきまして、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤 誠君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

初めに、議案第85号 財産の取得についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。本案件は会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第85号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第85号 財産の取得については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第86号 財産の取得についての質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。本案件は会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第86号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、議案第86号 財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎発議第2号 海津市議会議員の請負の状況の公表に関する条例について

○議長（伊藤 誠君） 続きまして、日程第8、発議第2号 海津市議会議員の請負の状況の公表に関する条例についてを議題とします。

提出者より趣旨説明を求めます。

6番 橋本武夫君。

[6番 橋本武夫君 登壇]

○6番（橋本武夫君） 発議第2号、令和5年6月19日、海津市議会議長 伊藤誠様、提出者、海津市議会議員 橋本武夫、賛成者、海津市議会議員 二ノ宮一貴、海津市議会議員 伊藤久恵。

海津市議会議員の請負の状況の公表に関する条例について。

上記の議案を、下記のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

提案理由。地方自治法の一部改正に伴い、海津市議会議員と海津市との間の同法第92条の2に規定する請負状況を公表すること等により、請負状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図るため、本条例を制定するもの。以上です。

○議長（伊藤 誠君） 趣旨説明が終わりましたので、質疑を許可します。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。本案件を会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（伊藤 誠君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから発議第2号を採決いたします。

お諮りします。発議第2号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊藤 誠君） 異議なしと認めます。よって、発議第2号 海津市議会議員の請負の状況の公表に関する条例については、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（伊藤 誠君） 以上をもちまして、今定例会に提出されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和5年海津市議会第2回定例会を閉会します。御苦労さまでございました。

(午前9時29分)

上記会議録を証するため下記署名する。

令和5年8月29日

議 長 伊 藤 誠

署 名 議 員 浅 井 まゆみ

署 名 議 員 松 岡 唯 史